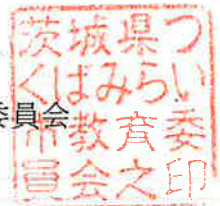


つくばみらい市教育委員会告示第4号

(仮称)みらい平地区新設中学校開校準備委員会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8年 4月24日

つくばみらい市教育委員会



(仮称)みらい平地区新設中学校開校準備委員会要綱の一部を改正する告示

(仮称)みらい平地区新設中学校開校準備委員会要綱(令和7年つくばみらい市教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

みらい平中学校開校準備委員会要綱

第1条中「(仮称)みらい平地区新設中学校」を「みらい平中学校」に、「(仮称)みらい平地区新設中学校開校準備委員会」を「みらい平中学校開校準備委員会」に改める。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるものを委員とする。

第4条に次の1項を加える。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。